

○西紋別地区環境衛生施設組合会計管理者の補助及び事務分掌等に関する規則

制定 令和 5年12月 1日 規則第1号

(設置)

第1条 西紋別地区環境衛生施設組合（昭和50年網振興第509号指令）第8条の2に規定する会計管理者の権限に属する事務を処理するための出納員及び出納員を補助するための分任出納員を置く。

(職務権限)

第2条 出納員は、会計管理者の命を受けて当該事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 分任出納員は、上司の命を受けて事務を処理する。

(事務所掌)

第3条 出納員及び分任出納員は、次の会計管理者の権限に属する事務を処理する。

- (1) 歳入歳出の出納に関すること。
- (2) 歳入歳出外現金の出納に関すること。
- (3) 小切手を振り出すこと。
- (4) 有価証券の出納及び保管に関すること。
- (5) 支出負担行為の確認、支出命令の審査に関すること。
- (6) 歳入歳出決算に関すること。
- (7) 収入及び支出証拠書類の整備編集に関すること。
- (8) 指定金融機関に関すること。
- (9) 出納員及び分任出納員に関すること。
- (10) 資金前渡等の精算審査に関すること。
- (11) 現金の記録管理に関すること。
- (12) 物品の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）に関すること。
- (13) 用品の貯蔵に関すること。
- (14) 財産の記録管理に関すること。
- (15) 財産に関する調書の作成に関すること。

(会計管理者の決裁事項等)

第4条 会計管理者の決裁事項は、別表の会計管理者の欄に定めるところによる。

2 出納員の専決事項は、別表の出納員の欄に定めるところによる。

3 出納員は、前項に規定されている事項であっても特に必要があると思われるものについては、会計管理者の決裁を受けなければならない。

(会計管理者の権限に属する事務の代決)

第5条 会計管理者が不在の場合は、会計管理者の属する関係市町村の出納員がその権限に属する事務について代決することができる。

2 出納員が不在の場合は、その専決事項について分任出納員が代決することができる。

3 代決した事項で重要なものについては、速やかに上司の後閲を受けなければならない。

附 則

この規則は、令和5年12月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

出納事務に係る会計管理者の決裁事項及び出納員の専決事項

項 目	会 計 管 理 者	出 納 員	備 考
1 庶務に関する事項			
(1) 歳入及び歳出の日計の報告に関すること。	○		
(2) 指定金融機関に対する次に掲げる通知書等の発行に関すること。			
ア 小切手振出済通知書	○		
イ 口座振替払通知書	○		
ウ 隔地払送金通知書	○		
エ 公金振替書	○		
2 歳入に関する事項			
(1) 認定通知の処理に関すること。		○	
(2) 過誤納金の還付及び充当に関すること。		○	
(3) 不納欠損通知の処理に関すること。		○	
(4) 歳入更正の処理に関すること。		○	
3 歳出に関する事項			
(1) 経常的、定例的なものを除く一件300万円以上の支出に関すること。	○		
(2) 経常的、定例的なもの及び一件300万円未満の支出に関すること。		○	
(3) 資金前渡の支出に関すること。		○	
(4) 歳入歳出外現金の支出に関すること。		○	
(5) 誤払金の戻入に関すること。		○	

(6) 歳出更正の処理に関する事		○	
(7) 小切手の振出に関する事	○		
4 現金及び有価証券に関する事項			
(1) 歳計現金の運用に関する事	○		
(2) 歳入歳出外の出納に関する事		○	
(3) 有価証券の出納及び保管に関する事	○		
5 その他の事項			
(1) 物品の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）に関する事		○	
(2) その他会計管理者が必要と認めた事項及び出納事務		○	

備考 経常的、定例的なものとは、報酬・給料・職員手当・共済費・光熱水費・郵便料・電話料・扶助費・社会保険診療報酬支払賃金又は国民健康保険団体連合会に支払う介護給付費、診療報酬、拠出金等をいう。